

4 案内板、掲示板及び標識

基本的考え方

標識には、公園施設の配置や経路を示す案内板、園内外からの誘導を行う標示板等があり、公園利用の利便性、安全性の向上を図る上で重要な施設であることから、高齢者、障害者等の利用に配慮した構造、表示とする必要がある。

整備基準

案内板、掲示板及び標識

解説図

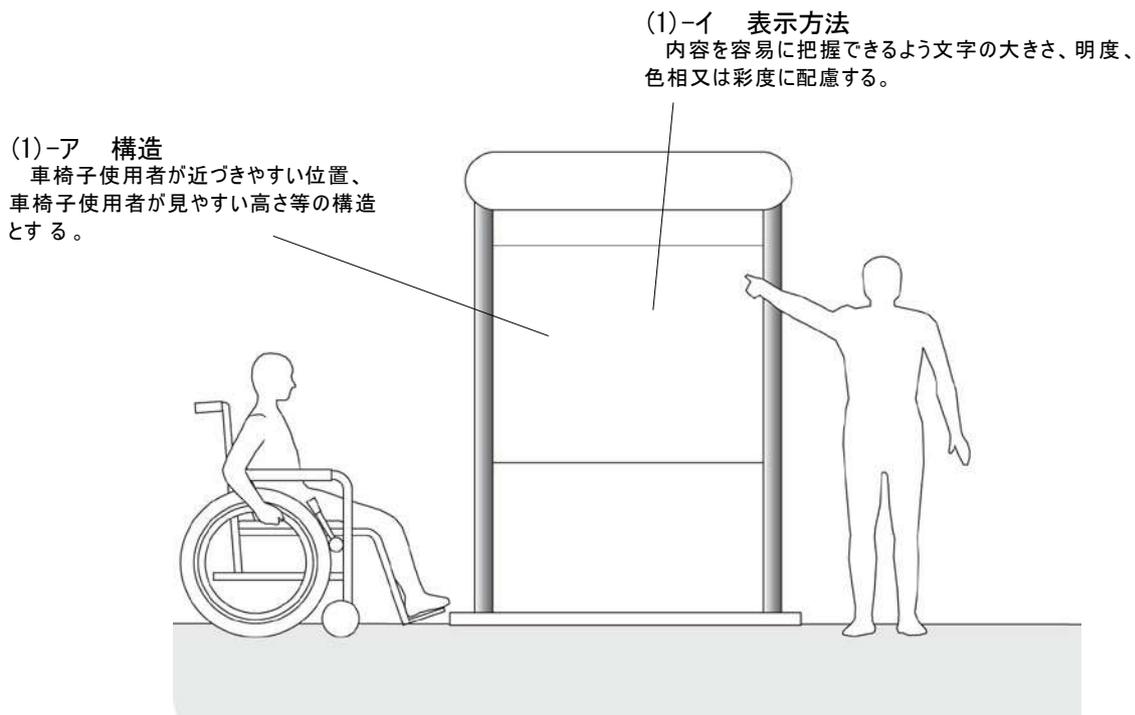
- (1) 案内板、掲示板及び標識は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - ア 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。
 - イ 当該案内板、掲示板及び標識に表示された内容が容易に識別できるものであること。
- (2) 2の項から4の項まで及び7の項から10の項までの規定により設けられた公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち1以上は、1の項の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けること。

→図4-1
標識

→図4-2
表示例

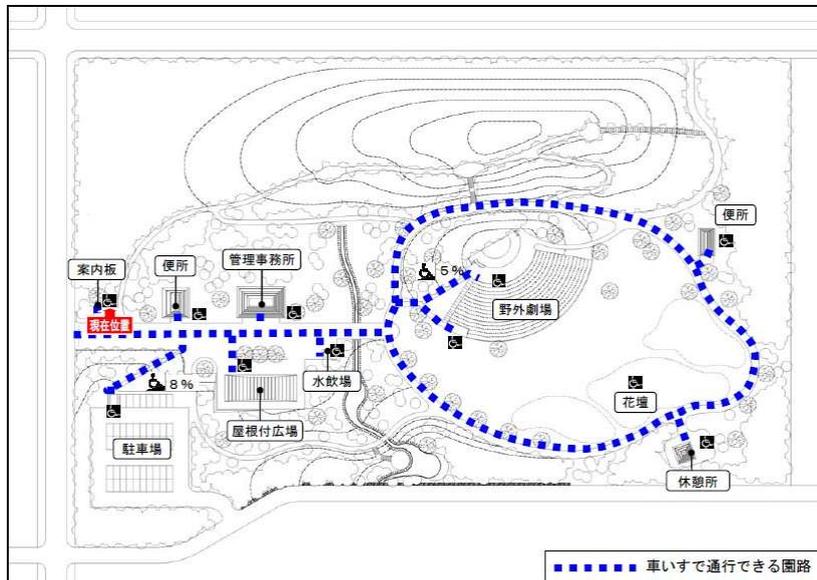
整備基準の解説

■ 図 4-1 標識



■ 図 4-2 表示例

ベンチ、水飲み器、手洗場、案内板、便所、駐車場、屋根付広場、休憩所、野外劇場等の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち 1 以上は園路及び広場の出入口の付近に設ける。



出典：国交省「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」

設計上の配慮事項

■ 標識の例

- 車椅子使用者等が近づきやすい位置、車椅子使用者等が見やすい高さ等の構造
- 内容を容易に把握できる表示方法（文字の大きさ、図色と地色の明度、色相又は彩度）
- ◇主要な公園施設などの用語は英語、地名はローマ字を併記
- 国際シンボルマーク又は JIS Z 8210「障害のある人が使える設備」の表示
- ◇ピクトグラム等でわかりやすく表示
- ◇必要に応じて夜間照明設備
- ◇工事情報や迂回路等の表示



- ◇触知案内図等には、必要に応じて音声案内装置等を設置
- ◇弱視者（ロービジョン）等に配慮した色使いで彩色

- ◇通行の支障にならない配置
- ◇車椅子使用者等が接近できる150 cm × 150 cm以上の水平部分

- 内容を容易に把握できる表示方法（文字の大きさ、図色と地色の明度、色相又は彩度）
- ◇主要な公園施設などの用語は英語、地名はローマ字を併記
- ◇国際シンボルマーク又は JIS Z 8210「障害のある人が使える設備」の表示
- ◇ピクトグラム等でわかりやすく表示
- ◇必要に応じて夜間照明設備
- ◇方向、距離等の表示
- ◇迂回路等の表示

知的、発達、精神に障害のある人への留意事項

※効果的なサインの設置・配置等

- ・ 知的、発達、精神に障害のある人には、周辺状況の推測が困難な人がいるため、廊下の分岐点での行き先を示したサインの設置、目的室に誘導する床のラインや緊急連絡場所などの表示は有効である。

※認識しやすい位置や高さ

- ・ 知的、発達、精神に障害のある人には、必要な情報を広い空間の中から読み取ることが難しい人がいるため、表示は見やすい位置、高さや向きに留意する必要がある。

※多様な表現の活用・併用

- ・ 漢字標記だけでなく、平かな併記やピクトグラムの活用によって、多様な表示がなされていることは知的、発達、精神に障害のある人にとっても有効である。

※表現の統一

- ・ 知的、発達、精神に障害のある人には、表示されている内容を読みとることが難しい人もいるため、統一されたデザインによる表示は有効である。

※表現内容の工夫

- ・ 表示されている内容を読み取ることが難しいこともある知的、発達、精神に障害のある人にとって、重要な情報を優先的に表示し、かつ、シンプルなデザインによる表示の工夫は有効である。

